

平成 28 年度
事業計画

社会福祉法人
枚方市社会福祉協議会

平成28年度 社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会

事業計画

社会・経済状況の変化に伴い、国では「地方創生」をテーマとした社会福祉制度や地方分権改革を提唱するなど、社会福祉を取り巻く状況は刻々と変化し、介護保険制度では、地域包括ケアシステムの構築をめざして、医療や介護サービスにとどまらず、さまざまな生活支援サービスが日常生活の場で提供できるような地域の体制づくりが進められます。

このように地域社会の状況が大きく変化していく現状において、社会福祉協議会は、地域づくりの視点に立ち、地域住民が地域の生活課題を自らの問題として認識・共有し、支え合いを中心にした福祉活動の定着を推進していかなければならないと考えます。

平成28年度は、「第5次地域福祉活動計画」の推進および「経営戦略プログラム（第3期）」の策定などを重点項目として、地域社会における社会福祉協議会としての役割を果たすよう各事業を推進します。

1、第5次地域福祉活動計画の推進

- * 計画の一層の周知を図るために、行政と連携したシンポジウムやセミナー等の開催。
- * 小学校区単位で策定する「校区ふくしのまちづくり計画」の継承と推進。
- * さまざまな立場の市民の意見を聴取し計画の進行管理を行う「円卓会議」の開催。

2、経営戦略プログラム（第3期）の策定

- * 経営戦略プログラム（第2期）の理念を継承し、社会福祉協議会の事業戦略や組織経営基盤の整備・強化を図るための「経営戦略プログラム（第3期）」の策定。

3、地域担当職員・CSWの相談支援活動の推進

- * 校区福祉委員会が行う地域福祉活動や地域住民が主体となって活動できる仕組みづくりの支援・強化を図るため、地域担当職員（コミュニティワーカー）の活動強化。
- * 地域生活相談職員（CSW：コミュニティソーシャルワーカー）による気軽に相談できる出張相談の強化と、関係機関との積極的な連携による包括的な支援体制等の構築。

4、認知症支援対策

- * 関係団体や機関等と連携した認知症徘徊見守り訓練の実施をとおして、市民に認知症への理解を深める。

5、災害時への対応強化

- * 「災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーション」と併せて、新たな「防災イベント」を企画し、災害ボランティアの確保とリーダーの養成を進める。

その他、情報提供の強化としての FaceBook 等 SNS の立ち上げや、枚方市立総合福祉会館ラポールひらかたの指定管理業務（平成28年度～32年度）の継続。また、障害者差別解消法の啓発や社会福祉法人の制度改革についての国の動向を注視し、法人としての準備や対応をしていきます。

サービス区分名	1. 法人運営事業
基本方針	<p>第5次地域福祉活動計画の推進を図るとともに、「経営戦略プログラム（第2期）」の推進と次期経営戦略プログラム(第3期)の策定を行い、地域福祉活動と法人の経営基盤の強化を図る。</p> <p>また、組織会員等の会員の増強や積極的な情報発信を行い、社協が地域のプラットフォーム的な役割を担い、地域支援体制の一層の構築を図る。</p>
重点事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「第5次地域福祉活動計画」の推進 2. 経営戦略プログラム(第2期)の推進 (H24年度～H28年度) 経営戦略プログラム(第3期)の策定 (H29年度～H33年度) 3. 地域包括ケアシステムへの対応 4. 枚方市社会福祉施設地域貢献連絡会と校区福祉委員会等との連携強化 5. 社協活動や運営状況の効率的な情報提供
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事会・部会・評議員会の開催 2. 第5次地域福祉活動計画の推進 3. 経営戦略プログラム(第2期)の推進と(第3期)の策定 4. 介護予防・日常生活支援総合事業への対応 5. 組織会員や法人賛助会員の加入促進 6. 枚方市社会福祉施設地域貢献連絡会との連携 7. 情報発信・提供の強化 8. 障害者差別解消法への対応 9. 枚方市民生委員児童委員協議会の事務局業務 10. 枚方市赤十字奉仕団の事務局業務 11. 枚方市地区募金会の事務局業務 12. 枚方・交野地区保護司会の事務局業務 13. 善意銀行の運営 14. 地域福祉推進基金、ボランティア・災害救援活動基金、先駆的事業活用基金、公募事業助成基金の積極的な活用

サービス区分名	2. 住民会費等事業
基本方針	<p>地域住民や幅広いさまざまな機関・団体・事業所等の参加・協力によって、「誰もが安心して暮らせるふくしのまちづくり」を推進するために会員制度を導入している。納められた「会費」を財源として、地域福祉活動やボランティア活動の推進、啓発活動などを行う。</p>
重点事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民会員・法人賛助会員の加入促進を図る 2. 広報紙面の刷新による福祉活動の啓発・情報発信の推進
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉協議会会員の募集 2. 小地域福祉活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 校区福祉委員会活動の支援、連携

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 校区福祉委員会活動助成金の交付 3. ボランティア活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) ボランティアアドバイザーの活動促進 4. 地域福祉に関する啓発活動の促進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 社協だよりの発行 (2) 社協リーフレットの作成
--	---

サービス区分名	3. 助成事業
基本方針	各種福祉団体やひとり暮らし老人会などの当事者組織及び福祉活動団体などが、円滑に組織運営・活動をすすめられるよう助成を行う。
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> 1. 福祉団体、福祉団体連絡会への助成 2. ひとり暮らし老人会への助成 3. 各種団体への助成

サービス区分名	4. 共同募金配分金事業
基本方針	地域住民やボランティア、校区福祉委員会、民生委員・児童委員、市内の事業所など様々な人や団体と関係機関の協力を得て、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らす社会を築くために、募金運動と助成事業を行う。
重点事業	<ul style="list-style-type: none"> 1. 企業募金・街頭募金の取り組みの強化 2. 地域生活課題解決に資する助成金の交付
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> 1. 募金運動の実施と活用 <ul style="list-style-type: none"> (1) 赤い羽根共同募金（10～12月実施） 集めた募金は、府募金会の配分委員会の審議を経て、社会福祉施設や団体に配分。 (2) 地域歳末たすけあい募金(12月実施) 集めた募金は、ボランティア団体や当事者団体等の組織化の援助、地域福祉活動のための事業、小規模災害助成などに配分。 (3) ハートフルベンダーの設置促進 2. 地域歳末たすけあい募金の各種団体・事業への助成 <ul style="list-style-type: none"> (1) ボランティア・福祉団体への助成 (2) 高齢者・保育施設等への助成 (3) 校区福祉委員会活動支援助成 (4) 認知症支援に関する助成 (5) 障害者支援に関する助成 (6) 居場所づくり支援助成 (7) 小規模災害被災者・生活困窮者支援助成 (8) 各種福祉イベント事業の実施 (9) 災害に備えた備蓄品等の購入 3. 啓発活動の充実

	<p>(1) 募金運動の周知・啓発を積極的に推進する。</p> <p>(2) 広報紙やホームページを活用し、配分内容を情報公開する。</p>
--	--

サービス区分名	5. 総合福祉センター管理運営事業
基本方針	高齢者の健康と福祉の増進を目的として、枚方市総合福祉センター指定管理運営事業を実施する。
重点事業	<p>1. 利用者が安心して利用できるように、設備の保守点検や日常の安全対策に最善を尽くす。</p> <p>2. 新規利用者の確保に向け、充実した講座や行事を開催する。</p>
実施事業	<p>1. 老人福祉センター事業</p> <p>(1) 貸室の提供</p> <p>(2) 生活及び健康に関する相談の実施</p> <p>(3) 生業及び就労のための支援（相談）の実施</p> <p>(4) 機能回復訓練室の活用及び健康づくり体操の実施</p> <p>(5) 教養講座等の実施</p> <p>①趣味の講座</p> <p>②介護・福祉・健康講座</p> <p>③ボランティア講座</p> <p>④世代間交流行事</p> <p>⑤ロビーコンサート</p> <p>(6) 浴場の提供</p> <p>(7) 足湯の提供</p> <p>2. 老人作業所事業</p> <p>(1) 貸室の提供</p> <p>(2) 趣味の講座の実施</p> <p>3. 啓発活動</p> <p>(1) 機関紙の発行</p> <p>(2) パンフレット等の配布</p> <p>4. バス運行の管理</p> <p>(1) 送迎バス（定期バス・巡回バス）の管理</p> <p>(2) 福祉バス（リフト付きバス）の管理</p>

サービス区分名	6. 小地域ネットワーク活動推進事業
基本方針	地域社会が抱える福祉課題は、年々多様化、複雑化しており、地域のひとり暮らしや老々介護、障害者、子育て中の親子など、地域で暮らしている様々な人々が孤立することのないよう個々のニーズに応じた、見守り・声かけなどの個別援助活動や、いきいきサロンや子育てサロンなどのグループ援助活動等の充実を図る

	べく、地域組織、関係団体と連携して、各校区の地域特性に応じたふくしのまちづくりの推進に取り組む。
重点事業	<p>各校区の地域状況や住民ニーズを、各エリア（北・中・南・東）に配置されたコミュニティワーカーが把握し、校区の福祉課題を解決すべく各校区の小地域ネットワーク活動の推進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区ふくしのまちづくり計画の策定、推進支援 ・福祉活動を支える担い手の育成支援 ・より小地域での福祉活動（場づくり）の推進支援
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小地域ネットワーク活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 個別援助活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・見守り、声かけ活動等の推進 ・個別援助対象者のグループ援助活動へのつなぎ (2) グループ援助活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロン、子育てサロン、世代間交流活動等の充実 (3) 校区福祉委員会活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・校区ふくしのまちづくり計画の策定・推進 ・広報啓発活動の推進 ・担い手育成の推進 2. 各種研修会の開催。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 活動者研修会の開催 (2) 会計担当者研修会の開催 (3) 会長研修会の開催 (4) テーマ別活動者交流会の開催 3. 校区福祉委員会協議会活動の運営 <ol style="list-style-type: none"> (1) 役員会、全体会議の開催 (2) 各エリア（北、中、南、東）会議の開催 (3) 先進地区の視察、管外研修会の開催 (4) 第5次地域福祉活動計画推進への協力 (5) 社会福祉協議会事業との連携 (6) 薬物乱用防止啓発活動への協力 (7) 関係機関、団体等の福祉事業への協力、参加

サービス区分名	7. ボランティア活動推進事業
基本方針	<p>ボランティア・市民活動は、福祉分野を中心に地域や環境保全教育・文化・人権擁護・災害支援など、さまざまな分野に広がり活動形態も多様化している。</p> <p>「第5次地域福祉活動計画」に基づき、新たな出会いやつながりにより様々な立場の市民が参加・交流するボランティア活動を支援し、共生の地域づくりをすすめていく。特に、市民及び地域に対して、ボランティア・市民活動に関する情報発信を行い、市</p>

	民活動や地域活動との連携を一層強化し、日常的なボランティア活動の推進を図るとともに、災害時にボランティアによる支援活動が円滑にすすめられるように関係機関との連携を図る。
重点事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 既存ボランティアグループの活動活性化支援 2. 地域のボランティア活動や学生ボランティアとの連携 3. 小規模・中規模災害を含む、災害ボランティア活動の支援体制の整備
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. ボランティア・市民活動の支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各種講座・研修会の開催 (2) ボランティアセンター運営委員会の開催 (3) ボランティア活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> ①ボランティア相談・コーディネート ②ボランティア保険加入手続き ③ボランティアグループの育成・支援 ④ボランティアリーダー・アドバイザーの育成 (4) 小地域福祉活動におけるボランティア活動への参加支援 2. ボランティア・市民活動情報の整備・充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) ボランティア・市民活動の情報収集及び情報提供 (2) 関連分野の情報収集・動向把握 3. 地域における福祉教育の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域で取り組む学びの支援 (2) 学校への出前福祉講座 4. 災害ボランティアセンターの整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害ボランティア活動の推進・支援体制づくり (2) 災害時要援護者避難支援事業の推進 (3) 枚方市をはじめとする関係機関・中間支援組織等との連携

サービス区分名	8. 献血推進事業
基本方針	市内における献血推進と献血思想の普及を目的に関係機関団体で組織された「献血推進協議会」を中心に、各種事業を実施し、献血の推進を図る。
重点事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市内高校・大学などを中心に啓発活動を行い、若年層の献血への理解を深め、献血への協力を図るとともに校内献血を実施する。 2. 市役所をはじめとする市内企業への献血協力について、関係機関・団体とともに呼びかけを行う。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 献血推進協議会の開催 各種関係団体・機関で構成している協議会組織の特性を生かし、より効果的な献血活動の推進を目的に開催する。 2. 広報・啓発活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 移動採血車による地域献血において、400ml献血推

	<p>進を行う。</p> <p>(2) 広報ひらかたへ献血日程を掲載し、ラポールひらかたにおいて献血啓発DVDを上映する。</p> <p>(3) 年間を通して血液事業に関する情報収集を行い、イベントや各種事業を通じて、市民への情報提供および啓発を行う。</p> <p>3. 街頭啓発活動の実施 夏期・冬期の献血者が著しく減少する時期に、献血思想の普及を図り、献血者を確保するため、街頭キャンペーンを枚方市駅周辺・樟葉駅前を実施する。</p> <p>4. 校区福祉委員会との連携 校区福祉委員会主催の献血活動の実施に際して、広報活動など積極的に支援・協力を行うとともに、献血に関する必要な情報提供を行う。</p> <p>5. 関係機関・団体等との連携 関係機関・団体との連絡調整を図り、組織的な活動を展開し効果的な献血推進活動を展開する。</p> <p>6. 市内高校・大学・企業へ献血協力を呼びかけ、献血実施に向けた取り組みを行う。</p>
--	--

サービス区分名	9. コミュニティソーシャルワーカー配置事業
基本方針	<p>地域の中で、誰もが困った時に気軽に相談できるように、ワンストップサービスとしての「総合相談窓口」の役割を担うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を4人配置し、支援活動の充実を図る。</p> <p>地域で暮らしていくためにさまざまな支援を必要とする人、またその家族の生活課題への支援を通して、市民の福祉の向上と自立生活を支援するための基盤づくりを行う。</p>
重点事業	<p>1. 市民が身近な場所で気軽に相談できるように、出張相談窓口の拡充を図り、同時にCSW事業の効果的なアピールにつなげる。</p> <p>2. 関係機関・団体や市民向けに啓発事業として、事例検討会や講演会等の開催、活動冊子やリーフレット等を作成し、CSW事業の啓蒙啓発に努める。</p> <p>3. 相談内容により、地域活動者・関係機関と積極的に連携し、同様ケースの予防的支援・支援体制の構築を図る。</p>
実施事業	<p>1. セーフティネットのしくみづくり 小地域ネットワーク活動や各種ネットワーク機能を活用し、要援護者に対する見守りや発見、相談、解決に向けた適切なサービスへの「つなぎ」を行う。</p> <p>2. 要援護者などに対する見守り・相談 (1) 要援護者及び家族などの実態把握、見守り・声かけ、相</p>

	<p>談などを行いながら、福祉支援ニーズの見極めを行う。</p> <p>(2) 要援護者などを支援するサービスの把握に努め、利用方法に関して地域住民へ情報提供、啓発を行う。</p> <p>(3) 福祉制度・他分野サービスの利用申請に関する支援を行う。</p> <p>(4) 校区福祉委員会、民生委員・児童委員、当事者団体、関係機関及び地域住民との連携を図るため研修・啓発事業を行う。</p> <p>(5) 地域の拠点を利用した出張相談会を開催し、身近な場所での相談対応を行う。</p> <p>3. 地域住民活動のコーディネート、企画・立案機能の強化 コミュニティ協議会、校区福祉委員会などが実施する地域活動に対し、地域住民ボランティアの人材発掘、育成などの支援を行う。</p> <p>4. 校区ふくしのまちづくり計画の策定・推進支援 「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」に沿った地域活動推進支援と、「校区ふくしのまちづくり計画」策定推進支援を行う。</p>
--	--

サービス区分名	10. 福祉サービス利用援助事業
基本方針	認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、利用者の自立支援及び権利擁護を図る。
重点事業	<p>1. 利用者の特性に応じ、本事業の実施サービス範囲内で適切な支援を迅速・確実に行う</p> <p>2. 利用希望者に対しては迅速に初期面談を行い、制度利用の説明及び利用意思の確認を行う</p> <p>3. 利用者のうち、症状の進行等の理由により判断能力が極端に低下し、本事業の継続が困難になった者については、速やかに成年後見制度等、他制度の利用につなげていく</p> <p>4. 待機者を発生させずに、より多くの利用ニーズに応えることができるよう、適切なケース管理を行う</p>
実施事業	<p>1. 実施するサービス</p> <p>(1) 福祉サービスの利用援助</p> <p>①福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き</p> <p>②福祉サービスの利用料を支払う手続き</p> <p>③福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き</p> <p>④行政手続きに関する援助等</p> <p>(2) 日常的金銭管理サービス</p> <p>①年金及び福祉手当の受領に関する手続き</p> <p>②医療費を支払う手続き</p>

	<p>③税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き</p> <p>④日常の生活費を支払う手続き</p> <p>⑤日常金銭管理用の通帳の預かり及び預貯金の払い戻し、預け入れ、解約等の手続き</p> <p>(3) 書類預かりサービス 日常金銭管理用以外の預貯金通帳(1,000万円以内)、各種証書、実印等を貸金庫で保管</p> <p>(4) 福祉サービス利用援助事業監査委員会の実施</p> <p>(5) 関係機関との連携</p>
--	--

サービス区分名	1 1. 精神保健福祉推進事業
基本方針	<p>心の健康づくりや心の病の啓発活動を通じて、精神保健福祉に関する知識の普及を図るとともに、心に病のある人の当事者組織等やボランティアグループの活動支援を行う。さらに「こころの電話相談」「ひらかたいのちのホットライン」等の相談事業の周知・充実を図るなど、各種事業を通じて、誰もが心の健康を保ちながら生活できる地域づくりを推進する。</p> <p>また、全国的に自殺者の増加が課題となる中、枚方市も例外ではなく、これらの現状を踏まえ、自殺予防についての市民啓発の推進や情報提供を行う。</p>
重点事業	<p>精神障害についての正しい知識や理解を深めるための、従来からの「心の保健ゼミナール」「こころの健康講座」等を実施する。企画検討部会では、若年層への啓発のためのアプローチとして、枚方市PTA協議会に呼びかけることで、積極的な啓発活動につなげていく。</p>
実施事業	<p>1. 組織運営事業</p> <p>(1) 精神保健福祉推進協議会の開催</p> <p>(2) 企画検討部会の開催</p> <p>2. 啓発事業</p> <p>(1) 心の保健ゼミナールの開催</p> <p>(2) 自殺予防市民啓発講座</p> <p>(3) こころの健康講座の開催</p> <p>(4) ふれあい交流事業の開催</p> <p>(5) 広報活動(リーフレットの発行、啓発物品の配布)</p> <p>3. 相談事業</p> <p>(1) 「心の健康相談」の実施</p> <p>(2) 「こころの電話相談」の実施</p> <p>(3) 自殺予防電話相談「ひらかたいのちのホットライン」の実施</p> <p>4. 団体支援事業</p> <p>(1) セルフヘルプグループの活動支援</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者会・家族会・枚方断酒会・自死遺族会 (2) 枚方市こころの電話相談室の活動支援 (3) ボランティアグループの活動支援 <p>5. 各種研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防ゲートキーパー研修 ・電話相談員フォローアップ研修
--	--

サービス区分名	12. 生活福祉資金貸付事業
基本方針	失業や減収により生計の維持が困難になり、生活再建のため継続的な相談支援を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込める世帯に対し、制度利用の相談窓口となり、民生委員と連携し、資金を貸し付けることにより世帯の自立を支援する。
重点事業	相談者の支援にあたって、初期面談で丁寧な聞き取りを行い、相談内容によって、市内の相談事業所（高齢・障害）や民生委員と積極的に連携することにより、要支援世帯の問題解決を図る。また、平成27年度からスタートした生活困窮者自立支援制度の窓口である、市生活福祉室の生活困窮者自立支援センターとの連携を図ることで、より効果的な生活困窮者支援を行う。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大阪府生活福祉資金の各種貸付に関する相談及び支援業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大阪府生活福祉資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費） (2) 福祉資金 (3) 教育支援資金 (4) 小口生活資金 (5) 不動産担保型生活資金 2. 資金の貸付に関する申請内容の調査・確認 3. 償還に関する協力業務 4. 生活困窮者自立支援事業支援調整会議への出席など、各関係機関との連携、連絡、調整等

サービス区分名	13. 住宅改造助成事業調査事務事業
基本方針	重度障害者の中で、住宅改造助成対象者の日常生活動作の改善や介護者の負担軽減を図るため、身体の状態や家屋の構造などにあわせた住宅改造方法や各種公的制度等の紹介及び相談・助言を行う。
重点事業	住宅改造助成対象者に対して、適切で質の高い住宅改造が行われるように、様々な改造事例を踏まえ、ニーズに応じた適切な住宅改造について必要な助言及び情報提供を行う。 相談や利用者の声をいかしたより利用しやすい募集方法について

	て協議する。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅改造相談窓口の設置 2. 住宅改造助成の申請受付 3. 改造前現地調査及び改造完了調査 4. 重度障害者住宅改造助成事業リフォームチームの運営 5. 各関係機関との調整及び連携 6. 枚方市住宅改造助成事業協力店名簿の作成

サービス区分名	14. 乳児家庭全戸訪問事業
基本方針	枚方市内に在住する生後4か月までの乳児のいる家庭を対象とし訪問活動を通じて、子育て家庭の地域での孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。
重点事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 効果的な訪問員研修により、訪問員の質の向上を図るとともに均質化する 2. 訪問員を募集し、事業実施体制の強化を図る 3. 月に一度実施しているケース会議（子育て支援室・保健センター・家庭児童相談所）を継続し、関係機関の緊密連携を図る
実施事業	<p>乳児のいる全ての家庭を訪問対象とし、対象乳児が4か月を迎えるまでの間に、訪問員による家庭訪問を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象家庭の訪問 <ul style="list-style-type: none"> 育児に対する不安や悩みを聞きとりつつ、子育て支援に関する情報提供、記念品の配布を行い、乳児と保護者の心身の様子などの聞き取りを行う。 2. 地域の子育て支援活動との連携 <ul style="list-style-type: none"> 地域で子育て支援活動を実施する関係団体等と連携を図り、子育て支援ネットワークの強化など、子育て家庭に対する支援の充実を図る。 3. 市への報告 <ul style="list-style-type: none"> 訪問の結果を関係部署に迅速かつ的確に報告し、情報を共有する。

サービス区分名	15.16. 地域包括支援センター(こもれび・ふれあい)事業
基本方針	<p>高齢者への総合的な生活支援の窓口である地域包括支援センターのうち、第1圏域・第2圏域を枚方市より受託運営する。</p> <p>今後、増加する高齢者に対応するために介護予防支援事業を実施し、地域住民の保健福祉の向上と地域生活の安定に向けた包括的な支援を充実する。平成29年4月から始まる「介護予防・日常生活支援総合事業」について、市と連携し、準備を進めていく。</p>
重点事業	1. 地域ケア会議（個別・自立支援型）から課題を抽出し、具体

	<p>策を検討し、介護予防・日常生活支援総合事業の準備を市及び関連機関と連携して進め、市民への啓発、説明も行っていく。</p> <p>2. 介護予防ケアマネジメント業務において、更に力を入れ、職員の資質向上に努める。</p> <p>3. 地域包括支援センター（13か所）で「徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業」「高齢者見守り 110 番」を充実し、徘徊高齢者の早期発見の一助とすると共に、認知症施策を市と連携して進めていく。</p>
実施事業	<p>1. 個別の地域ケア会議を継続開催し、課題を地域包括支援センター（13か所）で共有していく。</p> <p>2. 自立型ケア会議を実施して、アセスメント力、ケアマネジメント力を高めていく。</p> <p>3. 介護予防の推進、要支援・要介護の認定者以外の被保険者も視野に入れた介護予防ケアマネジメントの実施・支援。</p> <p>4. 高齢者（要援護者）の見守り活動を強化し、協力店舗等と連携し、認知症高齢者等の早期発見・対応に努める。</p> <p>5. 権利擁護の推進を図るために、成年後見制度利用支援、認知症高齢者のネットワーク形成をしていく。</p> <p>6. 高齢者虐待防止・早期発見のためのネットワーク形成。</p> <p>7. 支援困難事例等への指導・助言・介入・アセスメントの実施、高齢者のためのネットワーク形成と活動支援。</p> <p>8. 高齢者元気はつらつ健康づくり事業を楠葉・牧野生涯学習市民センター及び地域集会所等で実施。</p> <p>9. 地域活動等の支援として様々な教室（介護予防教室、高齢者の権利を守る教室、認知症サポーター養成講座等）の開催。</p> <p>10. 地域懇談会、事業所懇談会などの計画的開催と気になることはありませんか事業の継続実施。</p> <p>11. その他、地域生活支援に必要な取り組み</p>

サービス区分名	17. 居宅介護等事業
基本方針	<p>要介護状態にある高齢者及び障害のある人の意思及び人格を尊重し、介護保険法に基づく訪問介護、障害者総合支援法に基づく居宅介護及び重度訪問介護のホームヘルプサービスを行う。</p> <p>高齢者及び障害のある人等が、地域で自立した日常生活を営むことが出来るようニーズに沿った支援を提供し、在宅生活における福祉の向上を図る。</p>
重点事業	<p>1. 経営戦略プログラムにのっとり、目指すべき方向性及び体制について確認・再構築する。</p> <p>2. 居宅介護等事業の見直しを行い、業務の効率化を図る。</p> <p>3. 契約職員（ホームヘルパー）の人材確保を継続的に努める。</p> <p>4. サービス提供者のコーディネート力を高め、質の向上を図る。</p>

	<p>5. 「在宅介護への実践録Ⅴ」を作成し、本会の介護のあり方を示し、広く周知する。</p> <p>6. 「枚方市障害福祉サービス事業者連絡会」の運営に参画し、利用者主体のあり方について確認し、枚方市内の福祉サービス事業者の質の維持・向上を目指す。</p>
実施事業	<p>利用者：身体障害児者・知的障害児者・発達障害児者・精神障害児者・難病児者・高齢者</p> <p>1. 生活全般に係わる相談・助言（障害者対象事業）</p> <p>2. 居宅介護（家事援助・身体介護）</p> <p>3. 重度訪問介護（身体障害者を対象に家事援助、身体介護及び日常生活に生じる様々な介護）</p> <p>4. 高齢者対象事業 高齢者居宅介護（訪問介護）（生活援助・身体介護）</p>

サービス区分名	18. 移動支援事業
基本方針	<p>障害のある人等の意思及び人格を尊重し、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業である移動支援事業を行う。</p> <p>障害のある人等が、地域で豊かに暮らせるようニーズに沿った外出支援を提供し、在宅生活における福祉の向上を図る。</p>
重点事業	<p>1. 業務効率化のためサービス提供責任者の勤務体制を見直す。</p> <p>2. ガイドヘルパーへのメールによる配信システムの活用・充実を行い、業務の効率化を目指しさらなる充実を図る。</p> <p>3. コーディネートのあり方を検証し速やかな派遣調整を目指す。</p> <p>4. ガイドヘルパーの質を高めるとともにモチベーションを維持するため、現任研修会の充実やケア会議の開催等、事業所から積極的に発信する。</p> <p>5. 利用を希望する待機者の解消を継続的に行う。</p>
実施事業	<p>利用対象者：知的障害児者・身体障害児者・精神障害者</p> <p>1. 外出支援 （1）余暇活動支援 （2）送迎支援（施設送迎・作業所送迎・ショートステイ送迎・日中一時支援事業先への送り）</p> <p>2. 外出に係わる相談、助言</p>

サービス区分名	19. 父子家庭日常生活支援事業
基本方針	<p>父親が就労等により不在のため、日常生活を円滑に営むことに支障がある父子家庭に対し、父子家庭生活支援員を派遣し、日常生活の支援を行うことにより、父子家庭の自立を促進する。</p>
重点事業	<p>1. 父子家庭の支援のニーズとあり方について市・担当課と連携</p>

	<p>を取り、事業の実施の方針を確認する。</p> <p>2. 派遣依頼のケースについて、ケースの把握と分析を行い、ニーズを確認する。</p> <p>3. 支援員の確保に努める。</p>
実施事業	<p>父子家庭生活支援員を父子家庭に派遣し、次の援助を行う。</p> <p>1. 児童の保育</p> <p>2. 食事の世話</p> <p>3. 住居の掃除</p> <p>4. 身の回りの世話</p> <p>5. 生活必需品の買い物</p> <p>6. 医療機関との連絡</p>

サービス区分名	20. くすの木園（生活介護）管理運営事業
基本方針	<p>1. 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定事業所支援の提供に努める。</p> <p>2. 利用者の自立と社会経済活動への参加を促進する観点から日中活動の支援を行う。</p> <p>3. 利用者の社会自立を推進するために、ひとりひとりのニーズに応じた支援を計画的・継続的・統合的に行う。</p> <p>4. 「完全参加と平等」の理念に基づき、障害の有無を問わず人は生まれながらに平等であり、社会・経済・生活上差別されない権利を有することを広く市民に啓発する。</p> <p>5. 障害のある人が価値ある市民生活や諸活動を営むことができるように関係機関や地域との連携を図るとともに、地域環境の整備についての提言に努める。</p>
重点事業	<p>1. 利用者の増員を目指して更なる取り組みの工夫を図る。</p> <p>2. 障害者差別解消法についての知識と理解を深め、利用者支援の充実を図る。</p> <p>3. 自家製野菜の販売を通じて地域住民との交流の機会を増やす</p> <p>4. 野菜販売拠点および方法の開拓・拡大（目標3カ所）</p>
実施事業	<p>1. 日中サービス活動の支援</p> <p>(1) 生産活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽作業（醤油さしもぎり、箱折り、畳見本帳制作等） ・資源リサイクル作業（廃線の剥離作業、アルミ缶回収・プレス、紙パック回収・紙漉ハガキの製作など） ・農園作業 <p>(2) 生活支援</p> <p>(3) 余暇活動支援（外食や外出活動、宿泊体験等の実施）</p> <p>(4) 利用者同士の話し合い（「みんなの会」の実施）</p> <p>(5) 地域との関わり</p> <p>避難訓練、くすの木まつり、運営懇談会の開催を通じ、地</p>

	<p>域との交流を深め相互理解を図る。</p> <p>2. 健康に関する支援 内科・精神科の嘱託医の協力を得て、保健や衛生に関する支援を行う（医療相談、身体測定、健康診断等）</p> <p>3. 虐待防止 利用者の人権侵害や身体的、性的、心理的虐待を防止するため職員の人権意識の向上、支援知識および技術の向上を図る。</p> <p>4. 防火・安全対策 年2回の総合訓練の実施。また、危険防止・安全な支援を図るため、事業所設備の点検・改修・事故防止を行う。</p> <p>5. 事業所の通所送迎サービスの実施 利用者が通所し易いように送迎車の運行・管理を行う。</p>
--	--

サービス区分名	2 1. 地域活動支援センター（ゆい）事業
基本方針	<p>障害のある人の創作活動・余暇活動や生産活動、また、サロン活動や自主的グループ活動の支援を行うとともに、社会との交流や関係機関の連携・ボランティア育成等社会参加を推進する。</p> <p>また障害のある人や家族からの生活全般における相談支援や障害児を対象にした放課後支援活動も併せて実施し、障害のある人の地域生活を幅広く支援する。</p>
重点事業	<p>1. 基幹型相談支援センターとして総合的・専門的な相談支援を実施していく。（困難事例への対応など）</p> <p>2. 障害者差別解消法に関する相談機関として差別事案について適切な対応を行うと共に、市民に向けて障害者の理解についての啓発活動を行なう。</p> <p>3. ゆいのイベントである障害者対象ウオークラリーを市民全体に対象を拡大し、イベントを通して障害者への理解を広げる。</p> <p>4. 権利擁護や虐待防止の相談の充実を図り、行政機関をはじめとする専門機関と連携しながら包括的な支援体制を整えていく。</p> <p>5. 相談支援専門員の資質向上のために外部研修への参加や職場内での事例検討会等を積極的に行っていく。</p> <p>6. 地域活動支援センターにおいて利用者と共にボランティア等地域住民が参加できるイベントを企画、開催していく。</p> <p>7. 日中一時支援事業の利用者を児童の他に引きこもり等支援が必要な成人へ対象を広げていく。</p> <p>8. 建物の安全性を考えセンターの移転の検討を行う。</p>
実施事業	<p>1. 相談支援事業</p> <p>2. 地域活動支援センター I型事業 （1）日中活動支援 ①創作活動</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ②生産活動 ③サロン活動 (2) 本人活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ①サークル活動 ②カルチャー活動 ③当事者の集い ④学習会・講座等の開催 (3) 医療・福祉及び地域との連携 (4) ボランティアの育成 (5) 障害に対する理解促進を図るための普及啓発活動 3. 日中一時支援事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害児の放課後活動支援 (2) 障害児の長期休暇活動支援 (3) 引きこもりの障害児・者への活動支援 4. 障害支援区分認定調査事業 障害者総合支援法における障害支援区分認定調査を実施 5. 障害児・者通学支援事業 アセスメント調査事業 利用申請を行うための学校アセスメント及び家庭アセスメントを実施する。 6. 特定相談支援事業 福祉サービス利用における支給決定を行う際にサービス等利用計画書を作成し、サービス担当者会議やモニタリングを実施する。
--	--

サービス区分名	22. 障害者活動支援事業
基本方針	障害のある人の自主的な本人活動・余暇活動を推進するため、各種レクリエーション行事を実施し、障害のある人の自立と社会参加を支援する。
重点事業	<ul style="list-style-type: none"> 1. ふれあいスポーツ交流会 障害当事者で構成する実行委員会を設立し、当事者主体で大会の企画・運営がスムーズに行えるよう工夫する。また大会参加者の交流の輪を広げながら、参加者ひとりひとりに達成感が得られる大会を目指す。 2. ジョイフルクリスマス アトラクションやゲーム等を催し、参加者が主体的に参加し楽しめるクリスマス会を企画・運営していく。
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> 1. レクリエーション行事の開催 <ul style="list-style-type: none"> (1) ふれあいスポーツ交流会 障害のある人で構成される実行委員会を開催し、大会に関する企画・運営を行う。大会を通じて障害のある人等の交流を図り、障害のある人の地域生活の充実を図る。

	(2) ジョイフルクリスマス会 障害のある人の社会参加・余暇活動の機会となるレクリエーション行事としてクリスマス会を開催する。
--	--

サービス区分名	23. 共同生活援助事業
基本方針	<p>利用者が地域でより豊かに生活できるよう4カ所のグループホームの円滑な運営を目指し、利用者の個人個人の意思を尊重した支援をする。また関係機関との連携やガイドヘルパー・ボランティア等の利用等生活全般について支援をする。</p> <p>市内のグループホームとの連携や研修として、世話人研修会の開催や担当者会議を実施して世話人及び職員の質の向上を図る。</p>
重点事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の高齢化対策やスプリンクラー対策としてグループホーム（れいんぼう・たんぼぼ）の移転を検討し、利用者の安全で安心な暮らしを確保する。また、それに伴い利用者・家族等の対応、備品購入や世話人配置体制等を検討する。 2. グループホームにおける記録方法やケースファイルの整理方法等4カ所のホームで統一する。 3. 枚方市知的障害者福祉ネットワークで世話人研修会を年間2回程度実施して世話人の質の向上を目指す。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. れいんぼうの運営 2. ひまわりの運営 3. 憩い苑ホームの運営 4. たんぼぼの運営

サービス区分名	24. 介護予防ポイント事業
基本方針	<p>地域で暮らす高齢者自らの社会参加を支援することにより、本人の介護予防や健康維持を図り、住み慣れた地域で心豊かに暮らせる地域社会の実現を図るとともに、地域の介護力を高めることを目的とする。</p>
重点事業	<p>今年度もサポーター新任研修及び、既に登録しているサポーターに対する現任研修を3回ずつ実施し、積極的なサポーターの登録とスキルアップを行う。また、既に活動しているサポーター及び、受入施設に対する適切なフォローを行い、活動者の増加を図るとともに、受入施設の開拓も行う。</p>
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. サポーターの研修と登録 <ol style="list-style-type: none"> (1) サポーターの研修と登録 <ol style="list-style-type: none"> ①サポーター登録要項に基づき、サポーターの募集、初任研修を実施し、登録する。

	<p>②既に登録しているサポーターを対象に、現任者研修を実施し、サポーターのスキルアップを図る</p> <p>③現任者に対しては、サポーター登録要項に基づき、適正な年度更新事務を行う</p> <p>2. 受入施設の登録 サポーターの活動先として受入施設の登録を行う。</p> <p>3. 活動の調整（コーディネート） サポーターが提供できる活動と、受入施設が求める活動を適正に把握し、活動調整（コーディネート）を行う。</p> <p>4. ポイントの換金 活動により貯まったポイントを現金、商品券等に換金する。</p>
--	---

サービス区分名	25. 成年後見等事業
基本方針	民法第7条に掲げられる精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に対し、成年後見制度を利用して、本会が法人として成年後見人になることにより、安心して安定した生活を送ることが可能となるよう、対象者の権利を擁護することを目的とする。
重点事業	<p>基本的には福祉サービス利用援助事業の利用者のうち、症状が進行することで判断能力を欠いた常況にある者を対象として、成年後見制度の申立てから支援を行い、受任後は法人として成年被後見人の金銭管理や身上監護を適正に行う。</p> <p>また、市民を対象に、広く成年後見及び権利擁護に関する研修の開催及び、総合相談事業を実施する。</p>
実施事業	<p>1. 法人後見事業審査委員会の開催</p> <p>2. 成年後見制度の申立て支援</p> <p>3. 成年後見業務</p> <p>(1) 成年被後見人の生活に必要な介護契約、施設入所契約、医療契約等についての代理権行使手続き</p> <p>(2) 成年被後見人の生活に必要な費用の計画的な支出手続き</p> <p>(3) 成年被後見人の財産管理</p> <p>(4) 成年被後見人の財産に関する法律行為の代理権行使手続き</p> <p>(5) 成年被後見人の行った法律行為の取り消し権行使手続き</p> <p>(6) 成年被後見人の定期的な訪問と生活状況の確認</p> <p>(7) 成年被後見人の郵便物の確認と必要な対応</p> <p>(8) 成年被後見人の日常的な金銭管理</p> <p>4. 成年後見制度に関する相談業務</p> <p>5. 権利擁護・成年後見制度に関する研修</p>

サービス区分名	26. 総合福祉会館管理運営事業
基本方針	「障害者、高齢者等に対する福祉サービスの充実を図るとともに、市民の福祉活動を促進する」という設置目的を基本方針とし、障害者や高齢者をはじめ、市民が安全に安心して利用できるよう施設の維持管理や市民を対象にした各種事業、接遇対応の向上に努める。
重点事業	ラポールひらかたの、安全・安心・快適な運営をすすめる。 1. 防火管理の徹底、災害時の体制強化をすすめる。 2. 計画的な設備の修繕と安全な施設管理の為に、設備・器具の点検等、適切な対応・対策を行う。 3. 光熱水費の節減と設備運転監視の徹底を行う。 4. 温水プールが快適に利用できるよう、適切な水質管理を行う。 5. 福祉に関する情報の収集及び提供を行う。
実施事業	1. 貸室管理サービス業務 ①受付業務 ②インターネット予約 2. 相談事業の実施 ①ふくし相談 ②会館相談 3. 福祉講座、市民講座の開催 4. 福祉図書コーナーの運営 ①図書、ビデオ、DVDの貸出し ②福祉に関する情報提供 5. 温水プール事業 ①個人、団体利用 ②水泳教室の開催 6. 防災教育及び消防訓練の実施 7. 車イスの貸出し（個人） 8. ラポールいこいのミニライブの開催 9. 接遇研修等の実施

